

緊急事態宣言の延長【5月12日～5月31日】に伴う市民部所管の施設（及び事業等）について

1 文化施設等（市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペース、市民会議室）について

- ・吉祥美術館は、1,000㎡を超える美術館の休業要請が継続する場合には、音楽室を含めて休館を継続する。
※美術館の休業要請がない場合は、コピスの開館に合わせ、展示室の観覧、音楽室の貸出を再開する。
- ・施設貸出については、定員の50%以下での開催を要請する。これからの変更が難しい場合には、感染症対策を徹底させた上で、主催者の判断に委ねる。
- ・施設貸出の新規予約は、定員の50%以下での受付を継続する。レインボーサロンについても、飲食を伴う使用の受付中止を継続する。
- ・引き続き、夜間区分の新規受付を中止し、原則として午後8時で閉館する。あわせて、午前及び午後の区分を含め、期間中の貸出を取消しする場合には、使用料を全額返還する。
- ・文化事業団の主催公演事業は、いずれも50%以下の客席数でチケット販売を行っており、そのまま実施する。提携・協力公演については、主催者と協議の上、主催者の判断に委ねる。

2 コミュニティセンターについて

原則として午後8時閉館とする。感染症対策を徹底するため、状況に応じて利用条件を変更する場合がある。コミュニティ協議会の主催事業については、実施の可否や規模縮小等の判断は個別に行う。